

経営改善支援融資

コロナ関連融資等の借換え需要に加え、新たな資金需要にも対応するための県制度融資を創設し、県内中小企業者の資金繰りと収益力改善に向けた取組を支援します。ぜひご活用ください。

対象者	高知県内で指定事業を営む中小企業者で、次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した方。 (1)セーフティネット保証4号の認定を受けている方 (2)セーフティネット保証5号の認定を受けている方 (3)下記のいずれかに該当する方 ①最近1か月間の売上高、売上高総利益率または売上高営業利益率のいずれかが前年同月と比較して5%以上減少 ②最近1か月間の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算の各利益率と比較して5%以上減少 ③直近決算の売上高総利益率または売上高営業利益率が直近決算前期の各利益率と比較して5%以上減少
対象資金	設備資金、運転資金(コロナ関連融資等の保証付き融資の借換資金含む)
償還期間	一括返済の場合:1年以内 分割返済の場合:10年以内(据置5年以内)
貸付利率 貸付利率は変動です	【SN4号】:1.97%以内 【SN5号・一般保証】:2.17%以内
保証料率	【SN4号】:0.00% 【SN5号】:0.20% 【一般保証】:0.20%~1.15%
貸付限度額	1億円
申込み先	取扱い金融機関(※)又は高知県信用保証協会 ※銀行、信用金庫、信用組合の県内支店や一部の農協 等

金融機関・保証協会による審査の結果、ご希望に添いかねる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

・県制度融資は、金融機関と信用保証協会の協力により、中小企業の皆様に低利・長期で融資を行うものです。

【お問い合わせ】 高知県商工労働部経営支援課(県庁5階) TEL:088-823-9695

【HP】 [高知県経営支援課](#)

検索 

又は <http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150401/>